

(別表 1)

補助事業	対象経費	申請毎の 補助上限額	年度ごとの 交付可能回数
(1) 販路拡大事業	ア 物産展等出展 旅費、施設借上料、装飾料、輸送費及び広告宣伝費、主に県外へ向けて情報発信がされるインターネット上での物産展等への出展に要する参加費等（常時開設されているECモール等を除く）	3 万円 目的地までの距離が600kmを超える場合は5万円※最短距離での計測による	2 回
	イ 商談会等出展 参加費、旅費、施設借上料、装飾料、輸送費及び広告宣伝費等	5 万円 目的地までの距離が600kmを超える場合は8万円※最短距離での計測による	
	ウ 海外展示会等出展 参加費、旅費、施設借上料、装飾料、輸送費及び広告宣伝費等	10 万円 欧米圏の場合は20 万円	
(2) 広告宣伝・PR ツール作成事業	ア パンフレット作成 販路開拓等のための事業及び会社パンフレットのデザイン料、印刷製本費、デジタルパンフレットの作成に要する経費等 ・定期的に更新するパンフレットや企業の通常活動とみなされる名刺等の作成経費を除く。 ・イベント等一時的に使用するものは対象外	5 万円	1 回
	イ リーフレット作成 新商品・新サービス等のPRや販路開拓のための、新商品等の紹介用リーフレットのデザイン料、印刷製本費、デジタルリーフレットの作成に要する経費等 ・定期的に更新するリーフレットや企業の通常活動とみなされる名刺等の作成経費を除く。 ・イベント等一時的に使用するものは対象外	2 万円	
(3) 新商品等開発事業	新商品等開発 専門家謝金、委託料、原材料費、旅費等の経費（開発・試作等に係る経費のみを補助対象とし、販売を行う商品の原材料費等を除く）。	20 万円	1 回

(別表 1)

補助事業	対象経費	申請毎の 補助上限額	年度ごとの 交付可能回数
(4) 人材確保事業	リクルートに関するパンフレット、ホームページ作成、企業説明会等への参加など求人活動に要する経費（人材紹介料や情報掲載料等は除く）	5万円 期間が定められた求人活動の強化に要する経費の場合、3万円	1回
(5) 空き店舗活用事業	店舗などの建物に係る工事等で、内・外装工事、空調設備、電気設備、冷暖房工事、上下水道工事など、事業所の開設に必要となる設備費。 作業機械、工作機械、パソコン、プリンター、エアコン、ファックス、コピー、業務用冷蔵庫、厨房機器、車両など、事業に必要とする機械器具、備品類 建物以外に係る工事等で、外構工事、駐車場などの舗装工事、看板設置費など事業に必要な構築物費等。	10万円 ※別表2に示す範囲に所在する建物及びその付属施設の場合、20万円	1回
(6) デジタル化促進事業	ア 生産性向上 生産性の向上あるいは業務の効率化を図る以下の機能を有するソフトウェア - 顧客対応・販売支援 - 決済・債権債務・資金回収管理 - 調達・供給・在庫・物流 - 会計・財務・経営 - 総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務・情シス - 業種固有 - 汎用・自動化・分析ツール - その他インボイス制度への対応に必要となるソフトウェア ※月額支払方式等のソフトウェアの場合は、1年分まで対象。	10万円	1回
	イ ECサイト構築 ECサイトの構築にかかる委託料、モール型ECサイトへの初期登録料、Web受発注システム（ソフトウェア）の導入経費（購入・設定費）など ※保守・サポート経費は、ソフトウェア導入費に含まれているものは対象とするが、別途経費が必要なものは対象外とする。 ※月額支払方式等のソフトウェアの場合は、1年分まで対象。	5万円	1回

(別表 1)

補助事業	対象経費	申請毎の 補助上限額	年度ごとの 交付可能回数
(6) デジタル化促進 事業	ウ ホームページ開設 新規の自社ホームページ等の開設 又はリニューアルに要する経費（通 信経費や維持管理経費を除く）	5 万円	1 回
	エ クレジット決済端末導入 クレジットカード及び電子マネー の決済端末機の本体、暗証番号用の キーパッド、電子マネー決済用の接 触リーダライタ等の設置に要する経 費（通信回線の設置に係る整備費や 基本料金、保守経費及び運営経費や 端末機器のみの追加を除く。）	1 万円	1 回